っ^{どもまん}なぁ **こども家庭庁**

こども政策全体の中での 障害児施策について

令和6年12月 こども家庭庁支援局障害児支援課 課長補佐 鈴木 久也

- 1. 最近の主な動向① ~こども政策全般の動向について~
- 2. 最近の主な動向② ~障害児施策の動向について~
- 3. おわりに

1. 最近の主な動向① ~ こども政策全般の動向について~

こども家庭庁の創設(令和5年4月)

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を 聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。 みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための 仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。 (こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例: 少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応

例:こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、 日本版DBSの創設 など

(3)保健・福祉分野を中心とする事業の実施

例:保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、 虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく 保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる<mark>社会環境の整備</mark>

責務等

〇 国・地方公共団体の責務 〇 事業主・国民の努力

白書·大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
 - (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策** 推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

「児童の権利に関する条約」のいわゆる4つの原則

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約日本を含めた世界の196の国・地域が締約

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること) (第6条)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、 医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと) (第3条)

こどもに関することが決められ、行われる時は、 「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること) (第12条)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、 大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)(第2条)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こども大綱等について

<u>R5年4月: こども政策推進会議 (会長: 総理、構成員: 全閣僚)</u>を開催。こども大綱案等の策定について総理からこども家庭審議会に諮問。

9月29日:こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見 (対面・オンライン等)

12月1日: **こども家庭審議会「答申」** (こども政策担当大臣に手交) → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日: こども政策推進会議において、こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠: <u>こども基本法</u> (R5年4月施行)。今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱(※)を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的:全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針: こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの最善の利益を図る ②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保

重要事項: こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項:こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠:こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3年12月閣議決定)

- ・こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の重要 事項を、全ての人が共有すべき理念として整理
- ・こども基本法等の理念に基づき5つの柱に整理
- ①こどもの権利と尊厳
- ②安心と挑戦の循環(**愛着形成**、豊かな遊びと体験の重要性)
- ③切れ目なく育ちを支える
- ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
- ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠: こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3年12月閣議決定)

- ・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が 共有すべき理念を整理
- ・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
- ①「ふやす」~多様なこどもの居場所がつくられる
- ②「つなぐ」~こどもが居場所につながる
- ③「みがく」~こどもにとって、より良い居場所となる
- ④ 「**ふりかえる**」~こどもの居場所づくりを検証する

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)(障害児支援関係)

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

(令和6年5月31日こども政策推進会議決定)

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387※の項目を提示。

※再掲を含む

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の 視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。
- 今後、こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - ▶ 新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標(75指標)に加え施策の進捗状況を把握するための288*の指標を提示。 ※再掲を含む

こどもまんなか実行計画2024(概要)②



(令和6年5月31日こども政策推進会議決定)

こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通した重要事項
- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 こども基本法やこどもの権利条約※に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進等
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4)こどもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援等

- (5) **障害児支援・医療的ケア児等への支援**

 地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等

- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等
 - 2 ライフステージ別の重要事項
- (1)こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、 幼児教育・保育の質の向上 等

(2)学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・ 強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3)青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

こどもまんなか実行計画2024 (障害児支援関係抜粋)

こども家庭庁

(障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

経済的支援と質の高い支援の提供

精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当等を支給する。【厚生労働省】

令和6年4月からの障害児の補装具費の所得制限の撤廃について、その円滑な運用を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づく都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備の推進を図ると ともに、 障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。 【こども家庭庁】

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。【こども家庭庁】

地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

令和6年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能を果たすことができるよう、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図るため、必要な支援を行う。また、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づき、都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備が推進されるよう、地方公共団体と連携しながら対応を進めるとともに、次世代育成支援対 策施設整備交付金により支援する。【こども家庭庁】

障害児支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。 また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療 的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進する。【文部科学省】

聴覚障害児について、乳児期からの切れ目のない支援及び多様な状態像への支援が適切に行われるよう、地域の支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

聴覚障害児への早期支援の充実のため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談の機能強化等の取組を推進する。【文部科学省】

強度行動障害を有するこどもの地域における支援体制の整備を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもに対する支援が促進されるよう、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を

進める。【こども家庭庁】

こどもまんなか実行計画2024 (障害児支援関係抜粋) こども家庭庁

家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等

相談支援や家族支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、都道府県が行う障害児等療育支援事業や市町村が行う障害者相談支援事業、障害福祉サービス 等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

障害児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、 教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬における充実を踏ま えた取組を進める。一般就労を希望する障害児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。【こども家庭庁、厚生労働省】

(障害のあるこども・若者の学びの充実)

インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを 有するこどもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図る。さらに、通常の学級に在籍する障害のあるこどもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、 多様な支援スタッフの確保・活用等を推進する。同時に、高等学校については、潜在的な対象者も踏まえた通級指導体制も充実させる。あわせて、特別支援学校と小中高等学校等のいずれかを一 体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設、教師の専門性向上のための施策、新しい学びの実現に向けた環境整備なども含め、特別支援教育の充実に取り組む。【文部科学省】

学校卒業後における障害者の学びの支援推進

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現」に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備する。調査研究による現状分析・課題整理に基づき、地方公共団体における実施体制・ 連携体制を構築するとともに、普及啓発、担い手の育成・確保、多様な実施主体による障害児者の学びを推進する。【文部科学省】 2. 最近の主な動向② ~障害児施策の動向について~

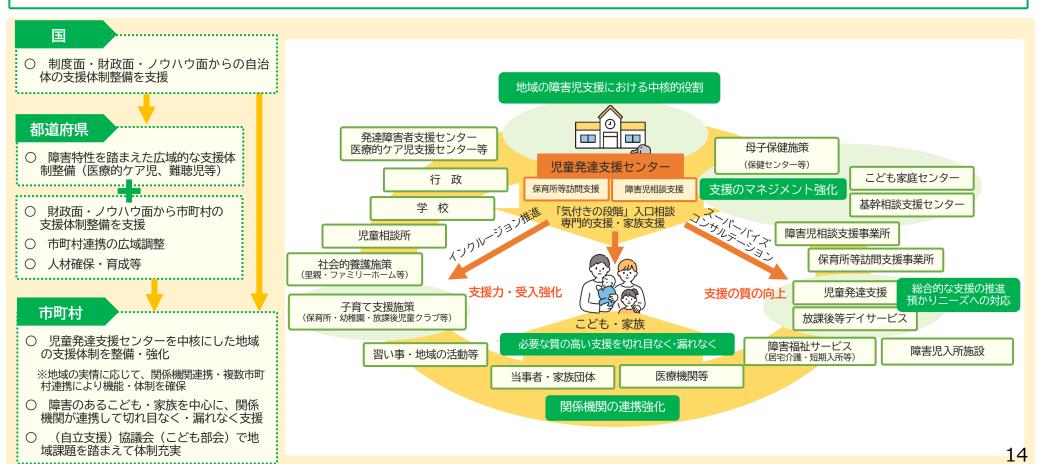
障害児支援体制整備について

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要するこども・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が 発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか(中心)に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン(社会的包摂)を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

- 改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の 中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、<mark>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関</mark>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術 を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを 目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対する

スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる 観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本と しつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携し ながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや 家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

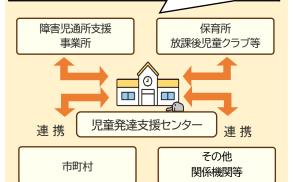
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他

児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をブランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。

面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。

面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を 発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の 関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。

(2) その他 市町村 関係機関等 児童発達支援センター 保育所·放課後 児童クラブ等 中核機能強化 中核機能強化 連 携 事業所① 事業所2 市町村 保育所·放課後児童 その他 クラブ等 関係機関等 日常的な連携 0 中核機能強化 事業所 連携 児童発達支援センター 市町村 保育所·放課後児童 その他 クラブ等 連携 関係機関等 中核機能強化事業所 中核機能強化事業所 (児童発達支援) (放課後等デイサービス)

地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、<u>身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備してい</u>くことが重要である。

16



障害児通所支援に関するこれまでの主な経過

平成27年度

○ 放課後等デイサービスガイドライン策定

平成29年度

○ 児童発達支援ガイドライン策定

平成30年度

○ 居宅訪問型児童発達支援の創設

令和3年度

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書~すべての子どもの豊かな未来を目指して~」(令和3年10月)

社会保障審議会障害者部会(厚生労働省)「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月)

令和4年度

- 児童福祉法改正(令和4年6月成立) ※令和6年4月1日施行
 - ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化、放課後等デイサービスの対象児童の見直し 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援に関する検討会報告書~すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて~」(令和5年3月)

令和5年度

- ○こども家庭庁創設
- ・ こども基本法の施行、障害児支援が厚生労働省より移管、こども家庭審議会障害児支援部会を設置 等

こども大綱

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

こどもの居場所づくりに関する指針

の策定(令和5年12月閣議決定)

令和6年度

- 障害福祉サービス等報酬改定
- ・ 児童発達支援センターの一元化、総合的な支援の推進 等

改訂

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

保育所等訪問支援ガイドライン

障害児通所支援のガイドライン改訂・策定に関するアドバイザー会議の概要

目的

- 〇 障害児通所支援については、令和3年度の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び令和4年度の「障害児通所支援に関する検 討会」において、障害児通所支援の在り方や具体的施策の方向性等の検討を行い、それぞれ報告書の取りまとめを行ったところ。
- 各報告書で取りまとめられた内容を踏まえ、児童発達支援ガイドライン等の改訂・策定に向けて、有識者によるアドバイザー会議等を開催し、改訂・策定に向けた助言等を得ることを目的とする。(令和5年11月から令和6年3月まで計4回実施)

アドバイザー

〇 小野 善郎 おのクリニック院長

〇 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学科特任教授

〇 佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科教授

〇 田村 和宏 立命館大学産業社会学部教授

〇 松井 剛太 香川大学教育学部准教授

検討事項

- 〇 児童発達支援ガイドライン【改訂】
- O 放課後等デイサービスガイドライン【改訂】
- 〇 保育所等訪問支援ガイドライン【策定】

検討経過

- 令和5年9月~10月 アドバイザー会議に先立ち、障害児支援関係団体より、改訂等に向けた意見聴取(書面)。
- 令和5年11月~令和6年3月 アドバイザー会議を計4回開催(オンライン開催)
- 〇 令和6年3月28日 障害児支援部会においてガイドラインの素案を提案

児童発達支援ガイドラインの改訂について

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明
- 確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図 るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守
- られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイン グの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支
- 援) ○ 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行
- 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組) ○ 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連
- 携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こ どもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、**地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機 関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握**(※1)し理解した上で、全てのこどもに**総合的な支援**(※2)を提供することを基本としつつ、こ どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくこ とが重要。
 - ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
 - ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
 - ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、<mark>5領域のう</mark> ち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

①本人支援

の支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」 「言語・コミュニケーション」「人間関係・ 社会性」の5領域の視点を網羅した 個々のこどもに応じたオーダーメイド ②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子 関係や家庭生活を安定・充実させる支 揺 ③移行支援

こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を 受けられるようにしていく支援、同年代 のこどもをはじめとした地域における 仲間づくりを図っていく支援 ④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 〇 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(<mark>5領域の視点等を踏まえたアセスメント)</mark>、児童発達支援が提供すべき支援の 内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)</mark>、全ての職 員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運堂管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する<mark>委員会</mark>の定期的な開催や、<mark>指針</mark>の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:<mark>安全計画</mark>の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についての<mark>マニュアル</mark>の策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底、**職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。



放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

○ 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において**地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)**していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに<mark>総合的な支援(※2)を提供することを基本</mark>としつつ、こ どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、<mark>特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行う</mark>など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていく ことが重要。
- ※1 本人支援の5<mark>領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点</mark>等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、<mark>5領域の視点を網羅した支援</mark>
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域の**之 ち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間 関係・社会性」の**5領域**の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダー メイドの支援を**4つの基本活動を組み合せて**提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

こどもが主体的に参画できる活動

②家族支援

こどもの成長や発達の 基盤となる親子関係や家 庭生活を安定・充実させ る支援 ③移行支援

こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援 に関わる保健・医療・福祉・教育・労 働等の関係機関や障害福祉サービス 等事業所等との連携による支援

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等ディサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、放課後等デイサービスが 提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を 踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。</mark>
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。 **関係機関との連携**
- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、<mark>様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり</mark>、これらの関係者や関係機関は連携を 密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- <mark>総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化</mark>を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 〇 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への<mark>周知徹底、</mark>職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドラインの策定について

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン策定の背景

- 〇 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは 必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

○ 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイン グの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

〇 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を<mark>訪問</mark>し、こどもの様子を丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の伝達など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、<mark>家族への報告</mark>を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる<mark>地域の様々な関係者や関係機関と連携</mark>して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援

こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、**訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援**を行うこと

②訪問先施設の職員に対する支援

訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり 方や訪問先施設の環境等について助言を行うこと

3家族支援

家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、**訪問先施設におけるこどもの様子**や、**訪問先施設の職員のこどもへの関わり方**などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること

保育所等訪問支援の流れ

- 〇 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)</mark>、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会、類似事業(地域 障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

○ **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価**及び**訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周 知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する<mark>委員会</mark>の定期的な開催や、<mark>指針</mark>の整備、<mark>研修や訓練</mark>の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 安全管理対策:安全計画の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、訪問先施設における事故発生時の対応方法の事前確認が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への<mark>周知徹底、</mark>職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。



「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」

障害や発達に特性のあるこどもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱(令和5年12月22日付け閣議決定)等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した(令和6年4月25日付け)。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、<u>障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼</u>。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援 の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との 連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年通知)や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

- 3 教育と福祉の連携を推進す る予算事業
- 4 教育福祉連携を推進する研 修等
- 5 障害児福祉計画を踏まえた 関係機関の連携体制の構築
- 6 学校と放課後等デイサービス 事業所等の連携に関する好事例の 横展開

こ支障第 125 号 6 初特支第 2 号 障障発 0425 第 1 号

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 附属学校を置《各国公立大学法人学長 構造改革特別区域法第 12 条第 1項の 認定を受けた各地方公本団体の長

> こども家庭庁支援局障害児支援課長 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)

こども基本法(令和4年法律第 77 号)第9条第1項に基づくこども大綱(令和5年12月22日間議決定)においては、常にこども(著者を含む。以下同じ)の最善の利益を第一に考え、こど ・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの根点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、維一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を

特に、障害や発達に特性のあるこどもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切を支援・サービスにつなげていくとともに、乳効 思期・学童期・思春期の支援から一般彼がや障害指摘での円滑な接続・移行に向けた準備を、 保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととさ れており、こども大綱やこども未来戦略(令和5年12月22日関議決定)においてもその旨盛り おまれたとっるだす

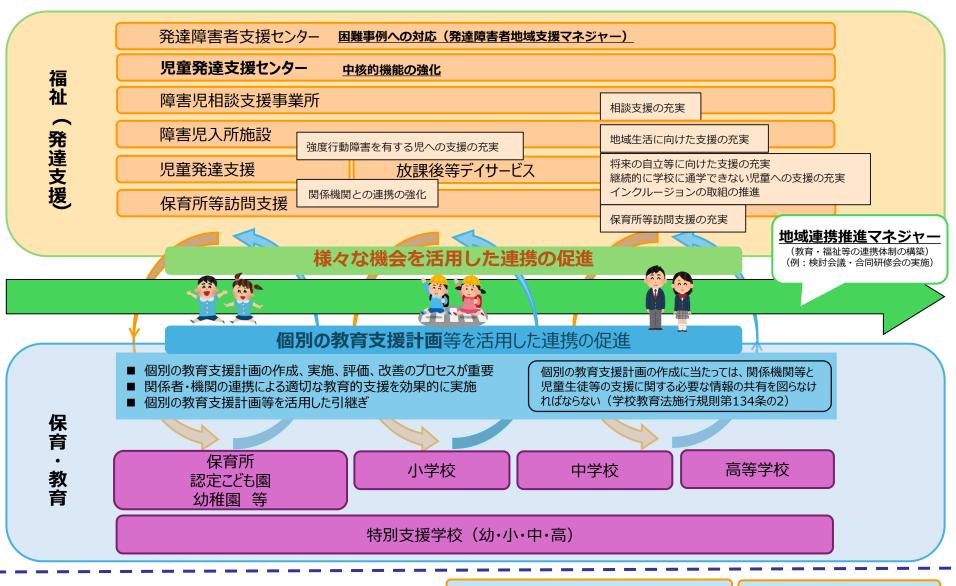
こうした中、教育と編祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等額酬改定や 事事事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや 留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文料 初第357号、降発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部長通知。以下「平成30年通知」という。) に基づき、教育と福祉の連携による取組を進め ていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を譲まえながら、各 種の制度・事業を精験的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いい

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(令和6年4月25日付け3省庁連名通知)

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishie n/renkei-suishin

(詳細)「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」



国による情報発信支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園 自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター



医療的ケア児について

- ○医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。 ○全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人〈推計〉である。
- (人) 全国の医療的ケア児(在宅)の推計値(0~19歳) 25,000 18,272 18,951 19,712 20,155 20,180 20,385 20,382 19,238 20.000 16,575 ^{17,209} 14.886 13.968 15,000 13,585 9.987 9.967 10.000 5.000 0 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 (年)

その他の医療行為とは、 気管切開の管理、 鼻咽頭エアウェイの管理、 ネブライザーの管理、 酸素療法、経管栄養、 中心静脈カテーテルの管理、 皮下注射、血糖測定、 継続的な透析、導尿等

出典:厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」

及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成)



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その<u>家族の離職の防止</u>に資する
- ⇒<u>安心して子どもを生み、育てることができ</u> る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討条項: 法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

34

支

援 措

置

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援(マメージ)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

●家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
- (相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する 医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。 必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。等

医療的ケア児支援センター (都道府県)

- ※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
- ※都道府県が自ら行う場合も含む。
- ※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

●関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズについて 地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する 助言等を行う。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶個々の医療的ケア児やその家族への支援を、保健・医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施する。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

「こども未来戦略」(障害児支援関係)

「こども未来戦略」 ~ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ~ (抜粋)(令和5年12月22日閣議決定)

- Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (5)多様な支援ニーズへの対応
 - ~こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実~ 障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

〇 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、<u>早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築</u>を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、<u>地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン</u>を推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。
- こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

(専門的な支援の強化等)

- 医療的ケア児、聴覚障害児など、<u>専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化</u> するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。
- また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。
- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める とともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

36

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における医療的ケア児に対する支援の充実

○ 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、 障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

○ 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算(M)**について、評価を見直す とともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《**医療連携体制加算(VII)**》 [現行] 100単位/日



[改定後] 250単位/日

(※) 主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。 なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価

新設 《入浴支援加算》55単位/回(月8回まで) (※) 放課後等デイサービスは70単位/回

ごびかりますがある。
びかりますがある。
びかりますがある。
びかりますがある。
びかりますがある。
ではいる。
ではいるいる。
ではいる。
ではいる。
ではいる。
ではい

《送迎加算》

[現行] 障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

[改定後]

障害児 54単位/回 <u>重症心身障害児 +40単位/回</u> 医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 40単位/回

16点以上の場合

型账心身焊音沉 <u>4</u> 医废的左叉坦

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回

- (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
- (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》400単位/日

(※) 看護職員等を1以上配置

②保育所等訪問支援の充実 〈ケアニーズの高い児のインクルージョン推進〉

○ 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を 有する児へ支援を行った場合に評価

新設《ケアニーズ対応加算》120単位/日

(※) 訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

37

3. おわりに

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)(抄) 第3 終わりに

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

⑥質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、**支援に当たる人材の配置や評価の在り方**について検討する。
- ・ <u>障害児相談支援</u>について、セルフプランの状況等も踏まえながら、<u>必要な質・量を確保する方策</u>について、引き続き検討 する。

(7)障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

・ 障害福祉サービスについて、 障害者が希望する地域生活を実現するとともに、 多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、**制度の持続可能性を確保する観点**から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、<u>3年目の対応については</u>、上記の実態把握を通じた処遇改善の 実施状況等や財源とあわせて**令和8年度予算編成過程で検討**する。

⑩食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで 経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、 経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ <u>児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準(調理室の設置、栄養士等の配置)</u>について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑫事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。 また、今和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

●「こども未来戦略方針」 ~ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ~ (令和 5 年12月22日閣議決定) (抄)

○ 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、

ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業について

R6.9.25 障害児支援分野における地方自治体との連携会議 (第1回)

1. 事業目的

以下に示す施策等について、引続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

- 質の高い保育及び地域型保育
- 地域子ども・子育て支援事業等の提供に係る子ども・子育て支援
- 児童虐待防止対策強化・社旗的養育推進
- 障害児支援施策全般

2. 事業の実施主体

- 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人
- 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)

3. 補助対象事業(障害児支援課 所管分)

一次公募

- 【課題35】障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究
- 【課題36】医療的ケア児センターの機能強化等に関する調査研究
- 【課題37】インクルージョンの推進における地域の実態把握に関する調査研究
- 【課題38】地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等との障害児支援分野との

連携体制の実態把握に関する調査研究

- 【課題39】 ICTを活用した発達支援の実態把握に関する調査研究
- 【課題40】障害児支援分野における人材確保に関する研究
- 【課題41】多用なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究

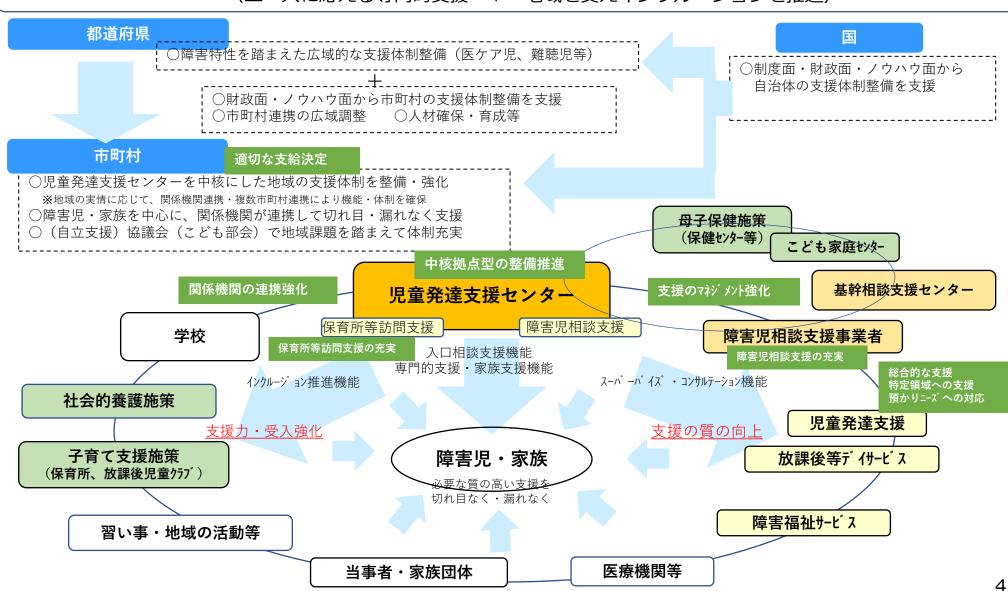
二次公募

- 【課題9】こども政策における障害児支援施策について、国際動向に対応した諸外国の政策等に関する調査研究
- ※ 一次公募 掲載URL: https://www.cfa.go.jp/procurement/8c660ad5
- ※ 二次公募 掲載URL: https://www.cfa.go.jp/procurement/8fe1a03a

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む

(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)



41

参考資料

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

こども・家族への質の高い支援の確保・充実と 地域全体の障害児支援体制の強化に向けて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)

令和6年4月の改正児童福祉法の施行(児童発達支援センターの機能強化等)も踏まえつつ、こども・家族への質の高い支援の 確保・充実を図るととともに、地域全体の障害児支援体制の強化を図る

【児者全体の改定率 + 1.12%】

- 1. 児童発達支援センターの機能強化等 による地域の支援体制の充実
- ■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備 を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型(障害児・難聴児・重症児)の一元化。○児童発達支援センター等における中核機能の評価

- 2. 質の高い発達支援の提供の推進
- ■適切なアヤスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化 等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進
- ○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価(基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算(等)
- ○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルアプランの場合の事業所間連携の評価
- ○将来の自立等に向けた支援の評価(自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援)
- 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実
- ■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して 暮らし育つことができる環境整備を進める
- ○医療的ケア児・重症心身障害児 (福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価)
- ○強度行動障害を有する児 (予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価)
- ○ケアニーズの高い児 (著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価)
- ○不登校児童(学校と連携した支援への評価) ○居宅訪問型児童発達支援の充実
- 4. 家族支援の充実
- ■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウァルドーイングを向上
- ○家族への相談援助等の充実 (家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価)
- ○預かりニーズへの対応 (発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価)
- 5. インクルージョンの推進
- ■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、 障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
- ○通所支援事業所における取組の推進 (個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実)
- ○保育所等訪問支援の充実 (訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価)
- 6. 障害児入所支援の充実
- ■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の 育ちと暮らしを支える
- ○地域生活に向けた支援の充実 (移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実)
- ○小規模化等による質の高い支援の提供推進(小規模グループケアへの評価等)
- ○支援ニーズの高い児への支援の充実 (強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価) ○家族への相談援助等の充実
- ■このほか、**職員の処遇改善**(加算の一本化・充実)、**虐待防止の推進**(防止措置未実施減算の創設)、**障害児相談支援の充実** 等にも対応

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、 地域の障害児支援体制の充実を図る
 - (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

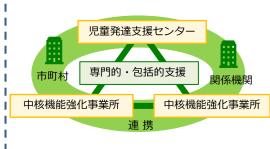
- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、 重症心身障害児)の区分も一元化
 - 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - 3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能と する。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

体制

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進め るなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役 割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体 制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所 が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・1(又は複数)の児童発達支援センター が中核拠点型として機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ児童発 達支援センターと地域の事業所が連携し
- て機能を発揮 ・センターが未設置の場合等に、地域の 中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ地域の 複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター(中核拠点型)

新設《中核機能強化加算》22~155単位/日

- ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援 センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業 所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと 家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合
 - 八 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (I) イ+ロ+八全てに適合 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等) 55~155単位/日 □ **障害児支援の専門人材**の配置・取組(障害特性を (Ⅱ) イ+□
 - 44~124単位/日 (Ⅲ)イ又は口 イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・ 22~ 62単位/日 取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等)

踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)

|●地域における中核機関としての体制・取組

基本 ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、 相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等ディサーと、ス(中核機能強化事業所)

新設《中核機能強化事業所加算》75~187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、 専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しな がら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組 んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や 状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する

(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等) ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

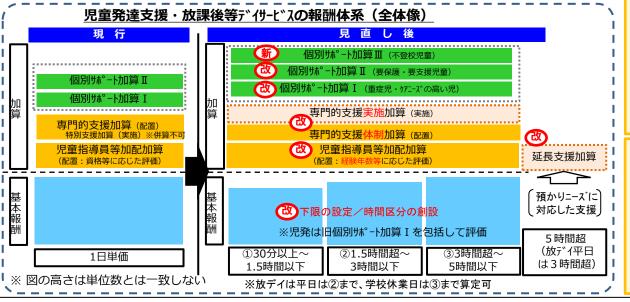
①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

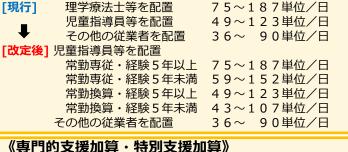
- O 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域との つながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
- (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5 領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を

求める**《運営基準》**とともに、**未実施減算**を設ける

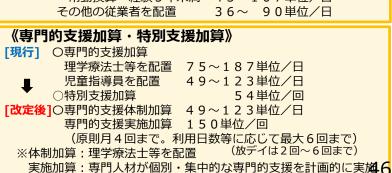
新設《支援プログラム未公表減算》 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算**及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施 について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じ た評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デザービスにおいては、 「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
 - **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する**《運営基準》**





《児童指導員等加配加算》



2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デザーピース】

○ **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を 行った場合に評価

《関係機関連携加算》

[現行]

(I) 200単位/回(月1回まで)保育所や学校等と連携し 個別支援計画を作成等

個別支援計画を作成等 就学先・就職先と連絡調整

[改定後]



(I) <u>250単位/回</u>(月1回まで)保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等 (Ⅱ) <u>200単位/回(月1回まで)保育所や学校等とI以外で情報連携</u>

(Ⅲ) <u>150単位/回(月1回まで)児童相談所、医療機関等と情報連携</u> (Ⅳ) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

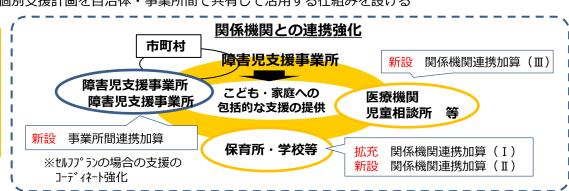
〇 セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価 **(事業所間連携加算)** ※併せて、障害児支援利用計画(セルスプラン)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

(Ⅱ)200単位/回(1回まで)

- (I) (中核となる事業所)500単位/回(月1回まで) (Ⅱ) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで)
- ※(I)会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助 や自治体との情報連携等を実施

(Ⅱ)情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デガーと 】】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価(**通所自立支援加算**)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価(**自立サポート加算)**

新設《通所自立支援加算》60単位/回(算定開始から3月まで)

職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《週州日立文援加昇》60単位/回(昇定開始から3月まで) ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、

新設《自立サポート加算》100単位/回 (月2回まで)

※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、 相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

4その他

- 〇 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供 を進めることを求める《運営基準》「障害児支援全サービス」
- 〇 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長 47

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、 障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 - (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実
 - ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)
- ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】
- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算(VII)**について、評価を見直す とともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算(VII)》 [現行] 100単位/日



「改定後] 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。 なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて 入浴支援を行った場合に評価 (入浴支援加算)

新設《入浴支援加算》55単位/回(月8回まで)

※放デイは70単位/回

送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

[現行] 障害児 54単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

医療的ケア児 +37単位/回 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回

看護職員の付き添いが必要

[改定後]

障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回 医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回

(※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合 (ご評価(共生型サードス医療的ケア児支援加算)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービス において、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 「現行」155単位/日

(児基準20点以上) に対して支援

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児

[改定後] (I) (児基準20点以上) 200単位/日 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日(※放デイのみ)

加算開始から90日間は+500単位/日 ※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

<u>※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)</u>においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

80:医療的ケアスコア

16点以上の場合

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○ **児童発達支援の個別サポート加算(Ⅰ)**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を

評価

《個別サポート加算(I)》 [現行] 100単位/日

※乳幼児等城。小調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の 区分に該当する児に対して支援(主として重症児除く)



[改定後] 120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (主として重症児除く)

○ **放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、 著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算(I)》 [現行] 100単位/日

※著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助)又はクアニーズの高い(就学時サポート調査表で13点以上)児に対して支援(主として重症児除く)



[改定後] ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日

著しく重度の障害児に支援 <u>120単位/日</u> (主として重症児除く)

○ **個別サポート加算(Ⅱ)**について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算(Ⅱ)》 [現行] 125単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援



[改定後] 150単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

○ **人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》

[現行]445~603単位/日

※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合



[改定後]

(I) 児発センター(聴力検査室を設置) 445~603単位/日

(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日

※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

○ **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通 に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価 (視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位/日

4)不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

○ 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、 学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価(個別サポート加算(皿)) **新設《個別サポート加算(Ⅲ)》**70単位/日 ※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実 ※見直し内容については、5. インクルージョンの推進(保育所等訪問支援の充実)等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進(**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設)
- 〇 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価(**強度行動障害児支援加算**の新設)
- D 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価(**家族支援加算**の新設)

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を 図る(①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)
- ①**家族への相談援助等の充実** 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実
- 〇 **家庭連携加算**(居宅への訪問による相談援助)と**事業所内相談支援加算**(事業所内での相談援助)について、統合し、わうかによる相談援助を 含め、個別とがルフでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

[現行] 《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位(1時間未満187単位)/回(月4回まで) (事業所内相談支援加算)

- (I) (個別相談) 100単位/回(月1回まで)
- (Ⅱ) (グループ) 80単位/回(月1回まで)



[改定後] 《家族支援加算》(I・II それぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 <u>300単位</u>(1時間未満<u>200単位</u>)/回 施設等で対面 100単位/回

おがか 80単位/回

(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回

〇 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえた こどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に 評価**(子育てサポート加算)** 新設《子育で妹°-ト加算》80単位/回(月4回まで)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、 特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かり二一ズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯 の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

[現行]

障害児 重症心身障害児

延長1時間未満 61単位/日 128単位/日 同1時間以上2時間未満 92単位/日 192単位/日

同 2 時間以上 123単位/日 256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において 支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上 を配置)



重症心身障害児・医療的が児

延長1時間以上2時間未満 92単位/日 192単位/日

同2時間以上 123単位/日 256単位/日

(延長30分以上1時間未満 61単位/日 128単位/日)

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(児発:5時間、 放デ1:平日3時間・学校休業日5時間)の発達支援に加えて、当該支援の 前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合(職員2名以上(うち1名 は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者含む)を配置) なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が 計画よりも短くなった場合に限り算定可

障害児

<u>5.インクルージョンの推進</u>

保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無 に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組 等について記載しその実施を求める《運営基準》
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》「現行」500単位/回(1回まで) ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合 (退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)



【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回(2回まで) 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回(1回まで) 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回(1回まで)

新設《自己評価結果等未公表減算》

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で

②保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や 学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進
- と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価 (関係機関連携加算)

新設《関係機関連携加算》150単位/回(月1回まで)

自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、 未実施減算を設ける

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

3年以上) 700単位/日

訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す ■ [改定後] (I)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上) 8 5 0 単位/日

(II)

《訪問支援員特別加算》「現行」679単位/日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について



新設《多職種連携支援加算》200単位/回(月1回まで)

同 5年以上(同

連携して訪問支援を行った場合 <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進> 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

(ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算)

(月2回まで)

新設《ケアニーズ対応加算》120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に 対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

家族支援の評価を見直す

評価(多職種連携支援加算)

[現行] 《家庭連携加算》 居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位)/回



「**改定後」《家族支援加算》**(Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回 事業所等で対面 100単位/回 かうか 80単位/回

(Ⅱ) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回 1

6. 障害児入所施設における支援の充実

障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での **障害児の育ちと暮らしを支える**

(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、
- 連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価 (体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を
- 計画的に提供することを求める内容に見直す

[現行] 《職業指導員加算》

8~296単位/日 ※職業指導員を専任で配置



《小規模グループケア加算》

[改定後] 《日中活動支援加算》16~322単位/日

(I)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで) (Ⅱ) (日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

150単位/回(月1回まで)

※経験を有する職業指導員を専任で配置し、

※専任の児童指導員等を1以上(サテラ・小型は2以上)配置

[改定後] 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日

日中活動に関する計画を作成し支援

新設《移行支援関係機関連携加算》

250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める 《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、 より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を 10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)
- ※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(I)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで) 、(I)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設 ③支援ニーズの高い児への支援の充実
- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援に ついて、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

「現行」781単位/日

加算開始から90日間は+700単位/日

[改定後] (I) (児基準20点以上) 3 9 0 単位/日 (Ⅱ) (児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし

※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

[現行] 240単位/日 サテラ小型+308単位/日

被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》(I)(関係機関と連携した支援)

(Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援)150単位/回(月4回まで)

4 家族支援の充実

入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を 行った場合に評価 (家族支援加算)

新設《家族支援加算》(Ⅰ・Ⅱ それぞれ月 2 回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回 施設等で対面 100単位/回 かうひ 80単位/回 (Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回

令和7年度概算要求について

(主な障害児支援関係)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うと ともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障 害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の 強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上

補助

- ・地域のインクルージョン推進のための事業【拡充】
- ・発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業【拡充】

市

町村

・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

都道府

県

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が"気になる段階"から 支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うと ともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- · 巛回等支援
- · 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

中核的機能

児童発達支援センター

- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進
- ・発達に特性のあるこどもや家族への支援

連携▼

- ・質の向上のための研修会
- · 支援事例検討 等

連携 巡回支援専門員

· 巡回支援

・地域の体制整備への関与 等

連携て

地域全体の障害児支援体制の強化、インクルージョンの推進

児童発達支援事業所

保育所

障害児家庭

連携先の支援機関等の例

実施主体等

玉

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国1/2、市町村1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行 う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】

助言

- ① 児童発達支援センターの機能強化等
 - ・児童発達支援センターの機能強化

センター1箇所当たり 7,301千円

・地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進

センター1箇所当たり 3,305千円

・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進

センター1箇所当たり 1,445千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり

5,572千円 **54**



地域支援体制整備サポート事業 城充

くこども政策推進事業委託費> 令和7年度概算要求額 国実施分 0.1億円 (0.1億円) <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 自治体実施分 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、 全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体 制の整備・強化を支援する(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員 (地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

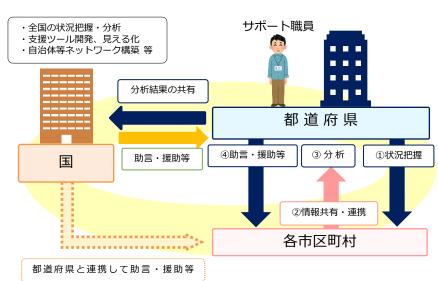
各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用 状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。 (例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況
- 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

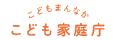
サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて 国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分:国(委託により実施) 自治体実施分:都道府県・指定都市・中核市 【負担割合(自治体実施分)】国 10/10 【補助基準額(自治体実施分)】定額



医療的ケア児等総合支援事業

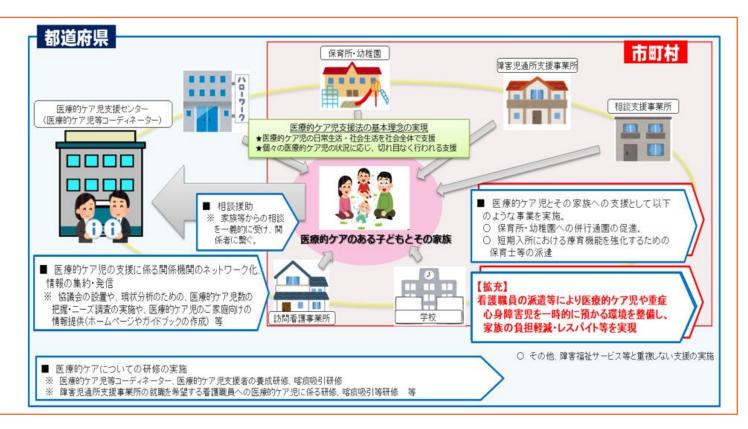
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域 生活支援の向上を図る。

事業の概要

・「医療的ケア児支援センター」に 医療的ケア児等コーディネーター を置き、医療的ケア児とその家族 への相談援助や、専門性の高い相 談支援を行えるよう関係機関等を ネットワーク化して相互の連携の 促進、医療的ケア児に係る情報の 集約・関係機関等への発信を行う とともに、医療的ケア児とその所 族の日中の居場所作りや活動の支 援、医療的ケア児を一時的に実 がる環境整備等を総合的に実施する (センターを置かない場合も各種 事業の実施は可能)。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

【補助基準額】医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 1都道府県当たり 8,625千円(2人目以降、1人につき5,044千円を加算)

医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 1 自治体当たり 5,141千円 一時預かり 1 人当たり180千円 環境整備 1 自治体当たり 500千円



聴覚障害児支援中核機能強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への 支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報 と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくり の中核となるコーディネーターを確保し、1~5の事業を実施す る。

1.聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場 地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所 等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題 の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確 化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携 による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を 進める。

3.家族支援の実施

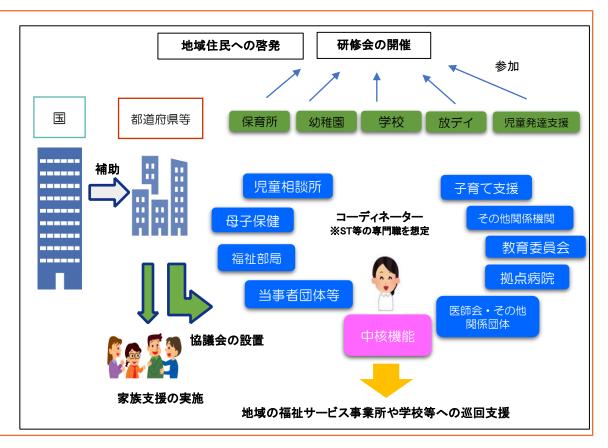
- ・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4.巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する 等して 聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助 言・援助を行う。

5.聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対す る聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等 により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】1都道府県・指定都市当たり

17,000千円

1中核市当たり

7,000千円



地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業



支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対 応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながら ないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強 化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

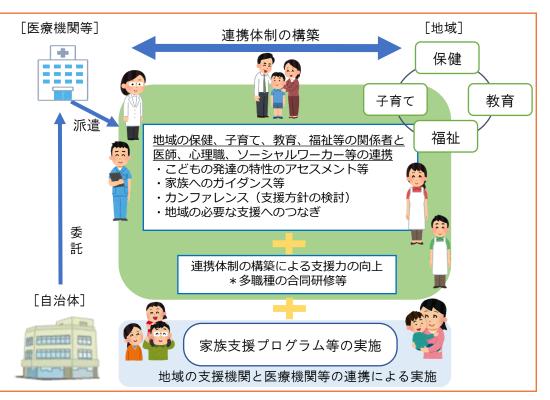
事業の概要

● 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福 祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社 会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー 等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発 達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、 必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の 支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、 医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児 通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こ どもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこ で、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上(多角的 な視点での見立てや支援)を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町 村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市 【負担割合】国1/2,都道府県等1/2

【補助基準額】1都道府県当たり

8,500千円

1 指定都市当たり

7,700千円

1中核市・特別区又は保健所政令市当たり

4,500千円

58

事業の目的

293億円の内数(177億円の内数) <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額

「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう(中略)ICTを 活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機 関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援 の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向 けた検証を進める。

事業の概要

● 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組について、モデル事業として、環境整備(設備や物品等の整備)や運用の経費について補 助を行うとともに、身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や支援の質の向上等の観点から、その効果や課題、推進に当たって の懸念点・留意点等の分析結果、今後の活用可能性について報告を求め、検証を進める。

(考えられる取組の例)

- ○ⅠCTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援(例:オンライン上でクラスを編成し支援を実施)
- ○タブレットや機器等を活用した直接支援 等
- ※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等、先駆的な取組に対して分析・検証を行い適切に報告を行う体制を確保。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市(全国5自治体程度をモデル自治体として選定)

【補助基準額】定額

【負担割合】 国10/10



障害児安全安心対策事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行う ことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

- 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。
 - ① ICTを活用した子どもの見守り支援事業
 - ・ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入
 - ② 登降園管理システム支援事業
 - ・適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(①及び②) 国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5

【補助基準額】

- ① 1 施設又は事業所あたり 200千円
- ② (端末購入を行わない場合) 1 施設又は事業所あたり 200千円 (端末購入を行う場合) 1 事業所あたり 700千円

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業



支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 障害児支援分野におけるⅠCT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な 障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

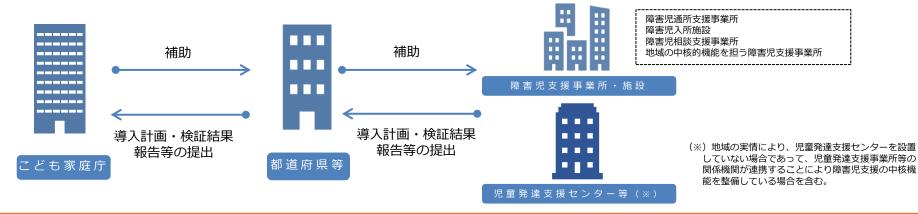
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入モデル事業

- ・一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- ・モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加するとともに、 ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

・児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援((1)及び(2))

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

(B)事業所に対する研修((1)のみ)

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】(1)の(A) 1施設又は事業所当たり

1,000千円 (1)の(B) 1自治体当たり 272千円

児童発達支援センター等1箇所当たり 800千円

61